

2017年5月29日

法学部学生便覧の訂正

法学部法律学科2017年度学生便覧

70ページ教育理念・教育目標【教育研究上の目的（理念・目的）】2行目

《誤》

法学部法律学科の教育研究上の目的は、法学(すなわち、法律学及び政治学の両分野)に関する専門知識、思考方法、問題発見及び問題解決能力を修復させるとともに、確固たる遵法精神を持ち（「ルールを守る」）、協調性及び社会性に富み（「チームワークをつくる」）、他者の存在及び意見を尊重し（「相手に敬意を持つ」）、最善かつ不断の努力を惜しまない（「ベストを尽くす」）人物の育成を行うことを目的とする。

《正》

法学部法律学科の教育研究上の目的は、法学(すなわち、法律学及び政治学の両分野)に関する専門知識、思考方法、問題発見及び問題解決能力を修得させるとともに、確固たる遵法精神を持ち（「ルールを守る」）、協調性及び社会性に富み（「チームワークをつくる」）、他者の存在及び意見を尊重し（「相手に敬意を持つ」）、最善かつ不断の努力を惜しまない（「ベストを尽くす」）人物の育成を行うことを目的とする。